

市内立地企業の増設・移転に対する補助について

1. 概要

令和元年台風第19号で水害に遭われた郡山市内の企業を対象に、市工業団地への増設・移転に係る補助制度の拡充を図ります。

2. 補助の内容

○内容

既存の補助制度に、次のとおり補助率の加算及び期間の延長を実施します。

- ①「操業補助金」の補助率を25%から30%へ5%上乘せ
- ②「企業立地補助金」の補助期間を3年度分から5年度分に延長

【市の補助制度（抜粋）】

補助種別	補助内容	
	市内企業の増設・移転	
	現行	被災企業（新）
操業補助金 (限度額 1億円)	土地取得費の25%	土地取得費の30%
企業立地補助金 ※固定資産税+都市計画税への補助 (限度額 各年度2000万円)	補助期間：3年	補助期間：5年

○対象

令和元年台風第19号により、損害の程度が「半壊」「大規模半壊」「全壊」のり災証明を受けた工場等を郡山市内に持つ企業

○補助条件

- ・令和4年3月31日までに用地の契約締結をし、令和7年3月31日までに操業を開始すること
- ・移転の場合、雇用数を減らさないこと
- ・郡山市が販売する用地（郡山西部第一・第二工業団地）を購入すること

3. 施行の期日

令和元年11月14日施行